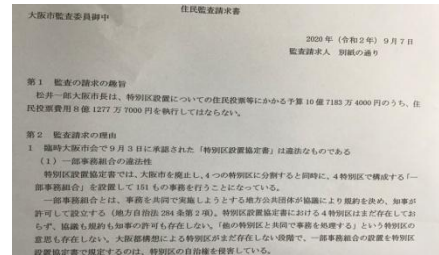


## 「住民投票」阻止めざす住民監査請求

3日の臨時大阪市会で「特別区設置協定書」(以下、協定書)が承認され、それに係る住民投票関連の補正予算が可決された。大阪市廃止が現実味を帯びる事態であり、大阪市民として見過ごすことはできない。私たち大阪市民は、大阪市廃止・特別区設置についての住民投票費用8億1277万7000円の執行停止を求める監査を請求することにした。7日に提出予定の「住民監査請求書」を要約して紹介する。



監査請求を求める第1の理由は、9月3日に承認された協定書が違法なことによる。一つは、大阪市を廃止後、4特別区に「一部事務組合」を設置して、介護保険など151の事務を行うことになっている。地方自治法284条2項によると、一部事務組合は「事務を共同で実施しようとする地方公共団体が協議により規約を決め、知事が許可して設立する」(地方自治法284条2項)。特別区設置協定書における4特別区はまだ存在しておらず、協議も規約も知事の許可も存在しない。この段階で、一部事務組合の設置を協定書で規定するのは、特別区の自治権を侵害し、地方自治法に違反するものである。

もう一つは、条例による事務処理の特例の違法性である。地方自治法252条17の2は「都道府県は都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。条例を制定する場合においては、都道府県知事はあらかじめ、その権限の属する事務の一部を処理することとなる市町村の長に協議しなければならない」としている。

この規定によれば、4特別区が都道府県権限に関わる法令事務を処理するための条例を制定するには、あらかじめ大阪府との協議が必要である。しかし、特別区はまだ存在しておらず、大阪府との協議もない。特別区との協議がないままに、法令上は大阪府が処理すべき事務を条例制定によって特別区の事務にすると決めている協定書は、特別区の自治権を侵害する違法なものである。

第2の理由は、新型コロナウイルス禍により、協定書への市民の理解が促進できない住民投票は違法である。

大都市地域における特別区の設置に関する法律(以下、特別区設置法)第7条2項は「関係市町村の長は、投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない」と規定している。この規定にもかかわらず、大阪市は新型コロナウイルス感染防止の観点から、住民説明会を前回の39回から8回に減らすとしている。オンライン説明会を3回実施するなどとされるが、とりわけ「情報弱者」にとって、住民への説明機会は大幅に制約される。大阪市長は特別区設置法第7条2項で定める説明責任を果たしておらず、違法である。

(2020年9月7日)